

# 組 合 脱 退 届

令和 年 月 日

兵庫県酪農農業協同組合  
代表理事組合長 吉川 稔英 様

組合員住所 \_\_\_\_\_

組合員氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

私儀 このたび酪農の事業を廃業することとなったことに伴い、今後貴組合を利用する見込みがありません。

つきましては、組合を脱退したくここに届出致します。

なお、組合に対する出資金については、精算のうえ私名義の下記預金口座へ振り込みにより払い戻し戴くようお願いします。

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

預金種別（普通預金・当座預金） 口座番号 \_\_\_\_\_

口座名義 \_\_\_\_\_

(注意)

定款の定めにより組合員は事業年度末（3月31日）に脱退するとされており、任意脱退の場合、60日前までに書面により組合に予告することが必要です。ただし、組合員の死亡や組合員である法人等の解散の場合は、その翌日をもって脱退となります。なお、脱退に伴う出資金相当額の払い戻しは、脱退後に開催する直近の通常総会において脱退日における組合の財務が確定されるのを待って行うこととなります。

(個人情報取扱について)

「組合脱退届」により知り得た個人情報は、当組合の定める個人情報取扱規程に基づき、他の目的への使用は行いません。